

	東京都水道料金無償事業に伴い区民へ助成を行います
と き	9 月 29 日発表
東京都は、物価高騰下における都民の暑さ対策の支援を目的として、都の水道料金のうち、基本料金を今夏 4 か月に限り無償とする事業を実施している。一方、区内には都の水道を利用せず独自の専用水道により水の供給を受けている方や、他自治体の水道を利用している方がおり、都の水道料金無償事業の対象外となっている。 区は、対象外の区民が都事業の対象者と同様の支援を受けられるよう、都からの補助金を活用して区内の専用水道の供給団体に対する助成および他自治体の水道を利用する区民に対する給付を行う。 助成対象団体等には、9 月中旬から本事業に係る案内を行っている。	

【概要】

物価高騰下における都民の暑さ対策の支援を目的として、都が実施している水道料金に係る基本料金無償事業(※)の対象外となる区民に対して、専用水道の供給団体を通じて助成を行う。また、他自治体（新座市）の水道を利用する区民に対して区から給付を行う。なお、東京都から補助金が交付される予定である。

※都の水道料金に係る基本料金無償事業について

<https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/tetsuduki/ryokin/mushou>

【対象】

- (1) 田柄町水道利用組合の利用者（約2,500件）
- (2) 大泉名水会の利用者（約500件）
- (3) 練馬区西大泉町に在住し新座市の水道を利用する者（約12件）

※いずれも小口径（13、20、25mm）の水道の利用者に限る。

【助成等金額】

今夏 4 か月分の水道料金の基本料金に相当する額

※給水管の口径に応じ、1 件当たり約 3,000 円（13mm）～約 8,500 円（25mm）

【問合せ】

練馬区 健康推進課 計画調整係 電話 03－5984－1608